



第13条：居住移転の自由

「1. すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。」

「2. すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。」

- ミャンマーでは、何千人もの市民が不当に拘留されています。うち700人が政治犯で、ノーベル平和賞受賞者のアウン・サン・スー・チー女史が含まれていることはよく知られています。スー・チー女史は、その政治活動への報復措置として、過去18年のうち12年もの間、刑務所に拘留されるか自宅軟禁されています。政府は国外退去を条件に釈放を提示していますが、スー・チー女史はこれを拒否しています。
- アルジェリアでは、難民や亡命希望者が頻繁に監禁や国外追放、虐待行為の犠牲になっています。サハラ南部の複数の国から避難してきた28名の亡命者は、国連難民高等弁務官（UNHCR）による正式な難民認定を得ていたにも関わらず、弁護士も通訳もない不当な裁判の後、アルジェリアへの不法入国者としてマリに強制移送されました。彼らはマリの武装集団が活動する砂漠の町の近くに、食事も水も医療扶助もない状態で置き去りにされていました。
- ケニアでは、関係当局が国際難民法に違反して、ソマリアの武力紛争から逃れてきた何千人もの人々に対して国境を封鎖しました。亡命希望者たちは告訴も裁判もなしにケニア国境で違法に監禁され、ソマリアに強制送還されました。
- ウガンダ北部では、160万人の市民が難民キャンプに留まっています。武力紛争の被害が最も大きかったアチョリ地区では、2005年に家を失った110万人の住民のうち、63パーセントが2007年になっても依然として難民キャンプで生活しており、もともと居住していた地域に戻って定着した人は7000人しかいません。